

7 番：1月17日、農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行いました。
東中学校東側、水利等、非常に条件の良い所です。
譲受人はきちんと営農されているので、問題ないと思います。

会 長：続いて農地利用最適化推進委員、お願いします。
中部地区農地利用最適化推進委員：農業委員が言われたとおりです。譲受人は実績もあり、遊休農地防止にもなると思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。
議案番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号1号は原案のとおり許可書を交付することに決定します。
続いて日程第2農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号2号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号2号を朗読)
(説明)当案件は、平成30年第11回定例総会、議案番号37号で延期になっていたもので、事業計画図が確定しましたので今回上程します。
場所は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地1筆の一部です。転用事業の内容は、農家本家住宅の建築で、今まで居住していた農家本家の土地を既に売却しているため、新たに居住用住宅の建築敷地が必要となり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので第1種農地です。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可することができます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：当該農地の状況については、昨年11月14日に中部地区農地利用最適化推進委員と事務局とともに、現地調査しました。
長い間、野菜畑として利用されています。
申請人は兼業農家の跡取りで、事務局から説明がありましたように居住していた農家本家は、既に譲渡済み。現在は仮住まいしています。
農地は、兄弟の手伝いもあり綺麗に耕作されています。
申請人は、当該農地しか住宅の適地がないこと、また隣接する農地との境には影響のないようブロック等で保全するとのことですので、今回の許可申請については適当と思われます。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
中部地区農地利用最適化推進委員：昨年11月14日、現地調査。
農業委員が言われたとおり適地はここだけです。集落にも接続していますので問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に

ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号2号原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。

続いて議案番号3号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号3号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地2筆です。

転用事業の内容は、コンテナ等を置いておく貸し資材置場で、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから、第3種農地となります。許可の基準としては原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長：倉見の調整区域内の農地。判断基準も第3種農地で問題ない。

会 長：続いて北部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：会長の言われたとおりで、問題ない。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号3号原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。

続いて日程第3農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号4号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号4号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆の一部です。

転用事業の内容は、コンビニエンスストアの建設に伴う駐車場であり、予定地は市街化調整区域ですが、市街化区域に隣接しており多くの需要が見込まれるため、申請地番の一部を所有者との間で土地賃貸借契約が結ばれるはこびとなり、譲受人が転用するものです。譲受人は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから、第3種農地となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調

査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長：地区担当農業委員は欠席ですが、特に問題なしと報告を受けています。

会 長：続いて南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：所有者の高齢化等で耕作が難しくなってきた。
隣接地に農地なし。集積の観点から問題なし。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号4号原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します

続いて議案番号5号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号5号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆の一部です。

転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設であり、譲渡人との間で使用貸借権の設定する予定です。また市街化区域に所有している土地は、ありません。予定地は両親の家に近い接しており、生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅が存することから第3種農地となります。

許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：1月18日現地調査をしました。当該地は母屋と地続きで長女の分家とのこと。問題ありません。

会 長：続いて北部地区農地利用最適化推進委員、お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：農業委員の言われるとおりで、周囲は農家ばかりです。問題ないと思われま。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号5号原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します

続いて日程第4非農地証明願について議案番号6号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号6号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地5筆で

す。申請地は昭和44年頃から庭敷地として利用しており、申請者が相続し現在に至っています。当地は農用区域内にある農地以外の農地であって第1種農地及び第3種農地のいずれかの要件にも該当しないその他2種農地です。かなり以前から庭敷地として存在しており、農地としての実体がなく農地に復元するのは困難と思われます。また、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の6番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：1月18日会長と事務局とで現地調査に行ってきました。現地は元々、宅地内家庭菜園的に使用していました。お墓やお稲荷さんもあります。周辺住宅地で農地への影響はありませんので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番：現況と課税状況はどうですか？

事務局：課税は農地課税です。ただ農業委員の説明にもあったとおり家庭菜園として使用し、お墓やお稲荷さんもある。旧家によく見受けられ庭敷地です。昔は、家も建っていました。

3 番：いままで農地課税は農地として判断していたかと思いますが、いかがですか。

事務局：過去にも農地課税になっている土地についても、非農地証明を交付しています。何年かの判例かは現在、分かりかねますが、家庭菜園は農地に該当しない。とされています。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号6号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定いたします。

続いて議案番号7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号7号を朗読)

(説明)本案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある1筆です。申請地は、昭和63年頃に宅地開発が進み路上駐車が問題になりました。そのため市街化区域に隣接していた農地が駐車場となりました。申請者の父が設置したのですが、農地法の知識がないまま無断転用してしまいました。当地は前面道路に水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設され、かつ500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設、又は公益施設が存在する第3種農地に該当します。かなり以前から駐車場として利用されており、農地に復元するのは困難と思われます。また、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員私から、現地調査の結果並びに補足説明をします。

会 長：旭小学校から海老名への通り沿いにあり、昔から駐車場という認識でいます。通りを挟んで向かいには宅地。他の農地に影響はないと思いますので、非農地証明がやむを得ないと思われます。

会 長：これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号7号は原案のとおり非農地証明を発行することに決定いたします。

続いて日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号8号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号8号を朗読)

(説明)当該地は岡田農用地区域の2筆で現況は田です。当該地につきましては、平成28年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については3年間です。借り手は過去にも当該地で実績もあり、テラー、トラクター、脱穀機、バインダーなど保有しています。

会 長：続いて地区担当農業委員7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：1月17日中部地区農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査。荒廃していた農地で、開墾して利用している。更新、問題ない。

会 長：続いて中部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：1月17日現地調査。借り手は実績もあり問題ない。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号8号は原案のとおり決定通知書を町長に送付します。

会 長：続いて日程第6、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案番号9号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号9号を朗読)

(説明)当案件につきましては、地区担当農業委員3番と南部地区農地利用最適化推進委員と事務局で1筆の現地調査をした結果、農地として適正に管理され、今後も引き続き耕作する意思があることを確認しています。

会 長：続いて地区担当農業委員3番から農地法、税法上の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。農業委員からお願いします。

3 番：農地は綺麗な状態でした。問題ありません。

会 長：続いて南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：今後も農業の意思あり。問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

	<p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号9号は原案のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付することに決定します。</p> <p>会 長：次に日程第7、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号1号から4号の4件、日程第8、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号5号から6号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告1～6号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成31年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成31年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三留 豊正

議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、平成31年2月25日、承認・署名を得て確定しました。